

コーポレート・ガバナンスおよび 内部統制

三菱商事は、中長期的な持続的成長を目指し、経営基盤の継続的強化に取り組んでおり、中期経営計画『INNOVATION2007』においても、コーポレート・ガバナンスの継続強化および内部統制システムの整備を重要課題として掲げています。

三菱商事のコーポレート・ガバナンス体制

三菱商事は制度・形式にかかわらず、より実効性のある体制を構築することが重要であると考え、監査役制度を継続した上で、法定の機関・ガバナンス体制に加えて、社外取締役の選任、執行役員制度および諮問委員会の導入などを通じてコーポレート・ガバナンス体制の改善・強化に努めています。

三菱商事の取締役会は、社外取締役4名を含む18名で構成され、原則として月1回開催し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っています。2001年に執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の機能・責任の明確化を図ったほか、2004年には、機動的な取締役会体制構築を目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮し、2006年3月期の株主総会で、取締役会運営の機動性確保の観点から取締役会の書面決議を可能とする定款変更を行っています。なお、社外役員の方々にその期待される役割を十分に発揮いただけるよう、損害賠償責任を限定する契約を社外取締役・監査役の方々と締結しています。

取締役会の諮問機関につきましては、社外役員の一部の方々と社外有識者、および会長、社長などから構成されるガバナンス委員会および国際諮問委員会を2001年に設置し、当社のコーポレート・ガバナンスや国際化に関する重要課題につき、社外第三者の観点から種々助言を頂いています。2006年4月に開催されたガバナンス委員会では、敵対的企業買収に対する考え方、内部統制システム構築の基本方針、定款一部変更議案、執行役員報酬制度のレビューなど、2006年3月期における

コーポレート・ガバナンスに関する重要課題につき委員の方々のご意見を頂き、取締役会での審議や本年の株主総会の議案等に反映させています。

役員報酬につきましては、執行役員制度導入以降、業績とのリンクをより強める体系としてきており、株主の皆さまとの価値共有の観点から、中長期のインセンティブ報酬としてストックオプションを発行しています。

監査役監査につきましては、社外監査役3名を含む5名の監査役が、直属の監査役室スタッフを活用しながら、取締役会および重要会議に出席し、国内外主要拠点を含む社内各部局との対話を行うとともに、連結経営上重要な子会社等を中心に往査を実施しています。また、内部監査については、監査部が全社的な見地から当社、現地法人および関係会社の監査を行っていることに加え、個々の営業グループも各々内部監査組織を設けて、管下組織の監査を連結ベースで行っており、監査結果を定期的に取り締めに報告しています。

三菱商事の内部統制システム

三菱商事は、法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めています。

効率的な職務遂行

社長は、経営の基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成に当たり、

達成状況を常時フォローアップします。

経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置します。組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長および所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。

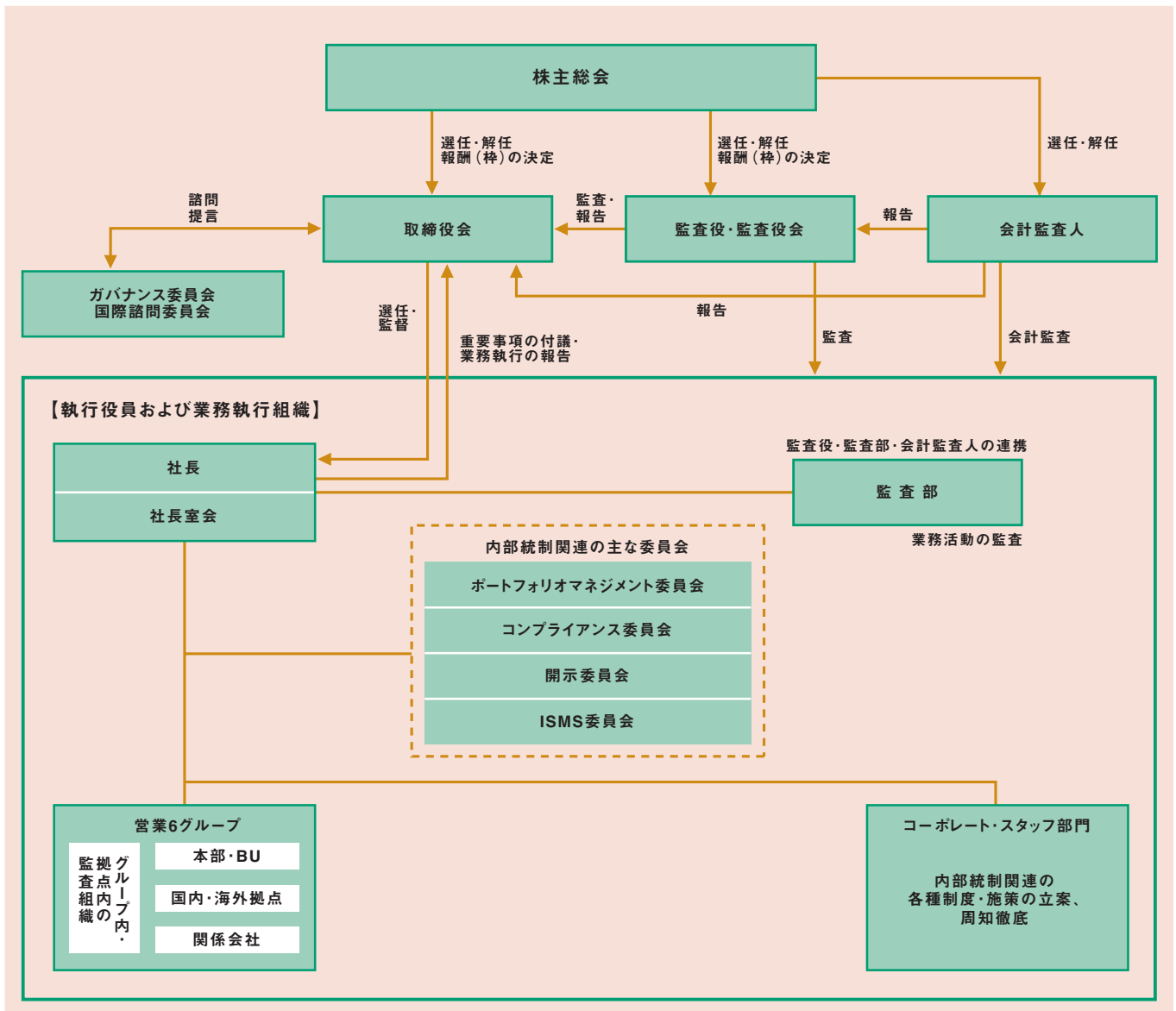
コンプライアンス

コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿っ

た行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、企業理念をはじめとする社内諸規程を制定し、さらに、コンプライアンスに関し特に留意すべき事項を定めた役職員行動規範を制定し、周知徹底を図っています。

コンプライアンスを推進するために、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを統括者とする社内横断的な体制を構築し、内部通報制度も設け、課題の把握と情報共有に努め、研修の実施など予防・是正措置を講じています。

▶三菱商事のコーポレート・ガバナンスおよび内部統制の体制



リスク管理

職務遂行に伴うリスクについては、リスクの種類を定め、類型ごとに責任部局を設け、リスク管理のための方針・体制・手続を定めています。新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めて対応します。

個別案件の取組においては、担当部局の責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。

個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては、当社としての全社的なリスク状況を把握し、必要に応じ見直しの上、適切な管理を行っています。

財務報告

財務諸表の適正かつ適時な開示のために、会計責任者を置き、法令および会計基準に適合した財務諸表を作成し、開示委員会での討議・確認を経て開示しています。さらに、財務報告の信頼性を一層高めるために、米国企業改革法レベルの対応を目標に、財務諸表作成のプロセスを文書化し、評価・改善を行う作業に着手しています。

情報の管理・保存

職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に対処を指示し、情報セキュリティの確保および効率的な事務処理と情報の共有化に努めています。

管理責任者は、法定保存文書および会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。定め

のない情報については、管理責任者が保存の可否および期間を定め保存しています。

連結経営における業務の適正確保

子会社・関連会社ごとに管理担当部局を定め、毎年、各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、さらに、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題についても把握に努めています。

子会社・関連会社に対しては、役員派遣、合併契約締結、議決権行使などを通じて、改善のための意思表示を行い、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

内部監査

各組織では定期的に自らの責任において職務遂行の点検および改善を行っており、加えて、各組織の職務遂行をより客観的に点検および評価するために、内部監査組織を設置し、定期的に監査を行っています。

監査役

監査役は、取締役会および重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、取締役・使用人などと意思疎通を図って情報の収集・調査に努め、取締役・使用人等はこれに協力しています。

一定額の損失発生や重大な問題が発生するおそれがある場合は、担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、速やかに監査役に報告しています。

監査役の監査の実効性を高めるために、監査役の職務遂行を補助する組織を設置し、職務補助者の評価・異動などの人事に際しては、監査役の意見を尊重するなど、独立性の確保に留意しています。

三菱商事のコンプライアンス体制

三菱商事は、「三綱領」や「企業行動指針」の考え方を基盤とし、法令遵守はもとより、適正かつ公正な事業活動を継続していくための体制づくりに、かねてより取り組んできました。社会が企業に求めるコンプライアンスのレベルは日々高まっていますが、三菱商事は2000年9月に「三菱商事役職員行動規範」を制定するとともにコンプライアンス・オフィサー制度を導入し、役職員一人ひとりが、法令遵守はもとより社会通念に照らして適切な行動をとるという意識を徹底してきました。2003年4月には役職員行動規範を改訂し、全役職員から誓約書を取りつけましたが、本年より毎年、全役職員から誓約書を取りつけることとし、社内コンプライアンス体制の充実・強化を進めています。

さらに、三菱商事単体のみならず連結ベースでコンプライア

ンスの推進を図っていくことが重要であるという考えに基づき、国内外の子会社・関連会社においても三菱商事と同等水準のコンプライアンス体制の構築・運用ができるよう、施策の強化を図っています。そのための具体策の一つが、2005年2月に設置した国内子会社役員用のMCグループ弁護士目安箱です。三菱商事では2001年11月にコンプライアンス目安箱や弁護士目安箱などの内部通報制度を整備していましたが、これを新たに連結ベースまで拡充する体制を整えました。

今後も、三菱商事は連結ベースでの企業価値向上を実現するための重要施策の一つとして、三菱商事関係会社の社員一人ひとりに至るまでコンプライアンス意識が浸透・徹底するよう、実効性のあるコンプライアンス施策のさらなる充実・強化を図っていきます。

▶ 三菱商事のコンプライアンス体制

